

# 令和6年度 重要事項変更について

After school day-care Mirai

次年度の大きな変化として

○時間単価性の導入（基本報酬）

○全体的な報酬を下げるかわりに、より専門的な部分での評価を実施（各種加算）

○職員の継続勤務体制を評価（加配体制）

このような各種加算は  
上限金額内に含まれ  
ます

があります

## 基本的な変化

⇒

日々の利用が時間単位に変更

平日及び休日 ①30分以上～90分以下

②90分越～3時間以下

休日のみ ③3時間超～5時間以下 となります

このうち①、②は平日及び休日、③は休日のみになります

一例: 始業式学校終了時 (9:30～)

9:30～12:30⇒②の時間 それ以降 ⇒延長となります

みらいの場合 凡そ

実際の金額では 令和5年度 平日(806) 休日(923)

↓

令和6年度 平日(776) 休日(833)

15時以降の延長分(92)

合計(925)

※指導員を追加で1名配置する指導員加配加算を含む  
計算は常勤専従で5年未満の職員を配置したときの金額です

After school day-care Mirai

行政としては・・・

平日を含め、単価は減少



減少した部分については、延長の支援を含めて対応をしてもらいたい

なので休日・長期休暇等10～16時のケースだと、

令和5年 923単位

令和6年 925単位

という形となります

単価としてはほぼ変わらない状況です。

みらいとしては 令和6年度から

平日 堀江小学校 → 基本17:30からの送り  
堀江小学校以外 → 18:00からの送り となります

理由:○堀江小学校以外の学校の事業所到着時間  
16時以降であり、各種支援をしている時間が少なくなっている  
○利用者数の増減もあり、同時に送迎することが困難になってきた

After school day-care Mirai

## 令和6年度からのその他の変化

### ①家族支援加算(新規)

これまでの事業所内相談支援加算からの変更です。

個別、あるいはグループで利用児とその保護者に個別に相談援助を行った際に算定されるものとなります。家庭への訪問、事業所での対面、オンライン等の手段がありますが、予め保護者の同意のもと、行われる形となります。

## 令和6年度からのその他の変化

### ②専門的支援実施加算

特別支援加算とされていたものです。

今まで月の回数制限はありませんでしたが、今後は月に2回までとなります。

みらいでの作業療法につきましては、2回を超える部分については、算定をしない形となります。  
(※全員の月の利用回数等を勘案して、1回あたりの時間を調整させて頂く場合がございます)

## 令和6年度からのその他の変化

### ③延長支援加算

今までは休日の際に8～9時、17時～18時の際に算定されていました。

来年度からは休日の場合に5時間を超える際に適用されます。  
また平日学校が早く終わった際等、3時間を超える際に適用になります。  
(1時間未満・1時間から2時間・2時間以上の3パターンです)

(みらいの場合は休日はおおよそ10時から16時になります。)

10時から15時までの5時間が基本単位、15～16時までの1時間が延長の単位となります)

After school day-care Mirai

## 令和6年度からのその他の変化

専門的な知識をもつ人が支援をする際に評価されることになりました。

### 個別サポート加算Ⅰ(90単位・120単位)

ケアニーズの高い児童への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービスでは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障がい児を受け入れて支援した場合に90単位を算定されます。

また強度行動障害者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合120単位が算定されます。

### 個別サポート加算Ⅲ(70単位)

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校と連携を図りながら支援を行った場合に算定されます。

## 令和6年度からのその他の変化

自立サポート加算(月2回まで 100単位)

高校生(2年生・3年生に限る)について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定されます。

過去に行ってきた、ルー  
チェやウィズでの作業体験  
等が行いやすくなりました。

令和6年度からのその他の変化

**通所自立支援加算(※80単位)**

学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定されます。

※加算の算定を開始した日から起算して90日以内について算定されます。

After school day-care Mirai

## 令和6年度からのその他の変化

関係機関連携加算Ⅰ（月1回まで 250単位）

保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に算定されます。

関係機関連携加算Ⅱ（月1回まで 200単位）

保育所や学校等と会議等で報連携をした場合に算定されます。

関係機関連携加算Ⅲ（月1回まで 150単位）

児童相談所や医療機関等と会議等で情報連携をした場合に算定されます。

関係機関連携加算Ⅳ（月1回まで 200単位）

就学先や就職先等と会議等で情報連携をした場合に算定されます

学校等との連携を評価する形となってきています。ご依頼があれば、責任者等が学校等の会議に同席しやすくなっています。

今まで述べたことが次年度からの大きな変化となります。

みらいとしては次年度は今年度とできる限り同じように利用者さん、ご家族さんに安心してご利用して頂ければと考えています。引き続き当事業所の運営にご協力を宜しくお願い致します。

After school day-care Mirai